

大船渡市職員・大船渡地区消防組合職員を募集します

▷大船渡市職員採用試験の申込先／問い合わせ先＝総務課人事係(☎内線232・233)

▷大船渡地区消防組合職員採用試験の申込先／問い合わせ先

大船渡地区消防組合消防本部庶務課(☎㊟2119)

1大船渡市職員採用試験

- ▷募集職種・採用予定人数

○一般事務職員＝10数人

○土木技術職員＝3人程度

○建築技術職員＝若干名

○保健師＝若干名

○保育教諭＝若干名

▷受験資格

○一般事務職員

昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

○土木技術職員

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校、専門学校、大学で土木の専門課程を修了した人、または平成30年3月31日までに同課程を修了見込みの人

○建築技術職員

昭和52年4月2日以降に生まれた人で、一級または二級建築士免許を取得した人

○保健師

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を取得した人、または平成30年3月31日までに保健師免許を取得見込みの人

○保育教諭

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士登録をし、かつ幼稚園教諭免許を取得した人、または平成30年3月31日までに保育士の登録を申請し、かつ幼稚園教諭の免許申請見込みの人

※保育士登録または幼稚園教諭免許取得のいずれか一方のみは不可

▷受験申込書などの入手方法

受験申込書と受験票は、市役所本庁総務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所で交付するほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷試験会場＝市役所本庁
- 2大船渡地区消防組合職員採用試験
- ▷募集職種・採用予定人数

○消防職員＝若干名

▷受験資格＝平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

※身長男性160cm・女性155cm以上など、身体要件を満たす必要があります。

▷受験申込書などの入手方法

受験申込書と受験票は、大船渡地区消防組合消防本部、住田分署、三陸分署、綾里分遣所、大船渡市役所総務課、住田町役場総務課で交付するほか、大船渡地区消防組合のホームページからダウンロードできます。

▷試験会場＝大船渡市防災センター
- 1・2共通事項
- ▷申込方法＝受験申込書と受験票に必要な事項を記入し、縦6cm横4.5cmの顔写真をそれぞれに貼り付け、申込先（市職員への申し込みは市役所本庁総務課人事係、消防組合職員への申し込みは大船渡地区消防組合消防本部庶務課）に直接持参するか、郵送でお申し込みください。

※電子メールでの申し込みは受け付けません。
- 子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦などの皆さんへ

▽申請先／問い合わせ先＝国保年金課医療給付係(☎内線142)

■医療費受給者証の更新

現在使用している受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月中旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい受給者証を提示してください。

現在使用している受給者証は回収しませんので、有効期限経過後は、速やかに破棄してください。

■医療費の助成

医療費助成事業とは、医療機関などで医療を受けた際の医療費の一部を市が助成するものです。

対象となるのは下表に該当する人で、助成を受けるためには申請が必要です。まだ申請していない人は、市役所本庁国保年金課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかの窓口で早めに申請してください。

※前年の所得により該当しない場合もあります。
- 医療費助成事業の対象者
- | 区 分 | 対象となる人 | 助成方法 | 医療機関などでの手続き方法 |
|----------|--|--------------|--|
| 子 ども | 未就学児 | 現物給付 | 【現物給付】
窓口で保険証と医療費受給者証を提示してください（窓口での負担はありません）。 |
| | 小学生 | 償還払い | |
| 重度心身障がい者 | 身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の人 | 現物給付
償還払い | 【償還払い】
窓口で医療費受給者証を提示し、医療費助成給付申請書を提出してください（窓口で負担金を支払う必要があります。後日、口座振替により給付します）。 |
| ひとり親家庭 | ・児童とその児童を扶養している配偶者のいない父母
・父母のいない児童
※児童＝児童が18歳に達した以後の最初の3月31日まで該当 | 現物給付 | |
| | | 償還払い | |
| 寡婦など | かつて配偶者のいない母(父)として20歳未満の児童を扶養していた70歳未満の人 | 償還払い | |
- ※重度心身障がい者、ひとり親家庭の助成方法は、対象となる人が未就学児の場合は現物給付、小学生以上の場合は償還払いとなります。
-
- 国民健康保険税を軽減します

～倒産や雇い止めなどによる離職が対象～

東日本大震災を原因とするものを含め、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職された人は、申請することで国民健康保険税が軽減されます。

▷対象＝離職の翌日から翌年度末までの期間中で、次の①②のいずれかに該当する人

①雇用保険の特定受給資格者＝倒産・解雇などで離職した人（雇用保険受給資格者証の離職理由番号＝11、12、21、22、31、32）

②雇用保険の特定理由離職者＝雇い止めなどにより離職した人（雇用保険受給資格者証の離職理由番号＝23、33、34）

▷申請時に必要なもの＝雇用保険受給資格者証、印鑑

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線153)／国保年金課国保係(☎内線144)

▷その他

・「特例受給資格者証」「高齢受給資格者証」をお持ちの人は、この制度の対象になりません。

・国民健康保険税の軽減額の算定は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

・軽減期間は、離職の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

・国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き軽減されますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

・制度の詳しい内容は、お問い合わせください。

(7) 広報大船渡お知らせ版 29.7.20(No.1107)

▷問い合わせ＝市役所☎0192㊟3111

(6)